

特定健康診査等実施計画

大阪府建築健康保険組合
令和6年4月

< 趣 旨 >

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等基本指針に即して、第4期特定健康診査等実施計画を策定する。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

< 現 状 >

特定健診の受診率は徐々に上昇しているものの、第3期で国が掲げる総合健康保険組合の目標値に達していない。

特定保健指導については、達成基準や支援期間の制限が見直されたことや、専門業者の利用等により利用率は徐々に上昇しているが、特定健診と同様に目標値に達していない。

令和4年度の実施率は下記のとおり

- 特定健康診査 74.7% (総合健康保険組合の目標値 85%)
- 特定保健指導 15.9% (総合健康保険組合の目標値 30%)

< 目 標 >

1. 特定健康診査

2029年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。
 この目標を達成するために2024年度以降の実施率を以下のとおり設定する。
 ※任意継続被保険者は被扶養者に含む

実施年度		2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)		2027年度 (令和9年度)		2028年度 (令和10年度)		2029年度 (令和11年度)	
目標実施率		76%		78%		80%		82%		84%		85%	
内 訳		40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上
被 保 険 者	実施率	93.0%	93.0%	94.5%	94.5%	96.0%	96.0%	97.0%	97.0%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%
	対象者数	5,500	980	5,510	985	5,520	990	5,530	995	5,540	1,000	5,550	1,005
	実施者数	5,115	911	5,207	931	5,299	950	5,364	965	5,429	980	5,467	990
被 扶 養 者	実施率	36.0%	36.0%	38.5%	38.5%	40.0%	40.0%	43.5%	43.5%	47.0%	47.0%	48.0%	48.0%
	対象者数	2,200	610	2,150	600	2,100	590	2,050	580	2,000	570	1,950	560
	実施者数	792	220	828	231	840	236	892	252	940	268	936	269

2 特定保健指導

2029年度における特定健康診査の実施率を30.0%とする。
 この目標を達成するために2024年度以降の実施率を以下のとおり設定する。
 ※任意継続被保険者は被扶養者に含む

実施年度		2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)		2027年度 (令和9年度)		2028年度 (令和10年度)		2029年度 (令和11年度)	
目標実施率		17%		19%		22%		25%		28%		30%	
内 訳		動機付け 支援	積極的 支援	動機付け 支援	積極的 支援	動機付け 支援	積極的 支援	動機付け 支援	積極的 支援	動機付け 支援	積極的 支援	動機付け 支援	積極的 支援
被 保 険 者	実施率	18.0%	16.0%	20.0%	19.0%	23.0%	22.0%	26.0%	25.0%	28.0%	28.0%	31.0%	30.0%
	対象者数	501	735	485	718	487	696	476	674	456	651	437	619
	実施者数	90	118	97	136	112	153	124	169	128	182	135	186
被 扶 養 者	実施率	10.0%	5.1%	10.0%	6.1%	10.0%	5.5%	10.0%	5.7%	15.0%	7.0%	15.0%	6.3%
	対象者数	23	16	23	15	22	15	21	15	21	14	20	14
	実施者数	2	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3	1

< 実施方法 >

1. 実施場所

当組合健康管理センター、契約健診機関、特定健康診査集合契約実施機関、
近畿総合健康保険組合協議会共同事業参加機関、京都工場保健会巡回健診実施機関

2. 実施項目

- ・特定健康診査 基本的な法定項目及び医師の判断により追加的に実施する詳細な健診項目
ただし、生活習慣病健診・人間ドック健診等の受診でも可能
- ・特定保健指導 利用者の勤務形態や日常生活(食事・運動・睡眠等)に応じた個別支援を行う

3. 実施期間

特定健診・特定保健指導とも 通年
ただし、特定保健指導は、初回面接を可能な限り健診日当日に分割実施するなど、健診後速やかに開始する。

4. 周知方法

ホームページに常時掲載
機関紙の保健事業年間スケジュールに記載

- ・特定健康診査 被保険者は事業者健診を優先するため、事業所へ各健診案内を送付する
被扶養者へは、3月に特定健診以外の健診案内・5月に特定健診の案内(受診券あり)を
自宅へ送付する。
- ・特定保健指導 主に健診受診機関より当人へ案内する。
当組合健康管理センターの受診者には、当日の利用勧奨または事業所を通じて案内を
送付する。
協力事業所においては、随時事務担当者へ対象者一覧を送り、日時調整・会場の確保
等を依頼する。

5. データ受領方法

健診機関よりXML形式でデータを取得
事業所または個人による健診料補助金交付申請時に添付の健診結果等

6. 指導抽出方法

健診結果を共同情報処理システムに登録し、自動判定により特定保健指導対象者を抽出する。

7. 年間スケジュール

2月～3月	健診案内発送
4月～翌年3月	随時受診可能 特定保健指導を随時案内・実施 特定保健指導未利用者へ電話勧奨を実施
6月	特定健康診査案内(受診券含む)発送 前年度の実施内容の検証・評価・実施計画の見直し
10月	前年度の特定健診結果・特定保健指導記録のシステム登録を完了する
11月	前年度分の実績を国へ報告
翌年1月	被扶養者及び任意継続被保険者の未受診者へ、受診勧奨通知発送

< 個人情報の保護 >

1. 記録の保存方法

当組合個人情報保護管理規定を遵守する。

特定健康診査及び特定保健指導データの保存・管理は、「共同情報処理システム」を利用する。

保存内容は、適用情報(健康保険記号番号・氏名・生年月日・住所等)・レセプト情報・健康診断結果情報・特定保健指導内容等。

保存期間は5年間。

2. 外部委託

データ分析専門業者と、当組合個人情報保護管理規定に基づき契約を締結。

データの授受は、インターネットの専用クラウドを使用する。

提供するデータ及び委託内容は下記のとおり

- ①提供データ ・適用情報(健康保険記号番号・氏名・生年月日・住所等)
 - ・レセプト情報
 - ・特定健康診査結果情報
- ②委託内容 ・各種データ分析
 - ・保健事業実施に係る対象者の抽出(受診勧奨通知・ジェネリック利用促進事業等)